

様式第4-④（創業者等運用緩和）関連

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請について

《認定基準》

次のいずれにも該当すること。

- (1) 業歴3か月以上1年1か月未満または前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情があること。
- (2) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高または受注残高。以下、「売上高等」という。）が令和元年12月の売上高等に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍に比して20%以上減少することが見込まれること。

《必要書類》

書類名		提出部数
①	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書	1部
②	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書の添付書類	1部
③	<p><u>最近1か月間の売上高等</u>が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 売上台帳（写） <p>※日別の売上高を計上して集計してあるもの。 または取引日・相手先・取引金額が明記されているものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 試算表（写） <p>※決算する内容に相違なく、月別経費等まで計上されているもの。 月別売上高のみを抜粋したものは不可。</p>	いずれか 1部
④	<p><u>令和元年12月の売上高等</u>が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 売上台帳（写） ● 月別損益決算書（写） ● 法人事業概況説明書（写） ● 青色申告決算書（写）または収支内訳書（写） 	いずれか 1部
⑥	<p>法人：履歴事項全部証明書（写）</p> <p>※現状を反映し、申請日から3か月以内のもの</p>	1部
	<p>個人：確定申告書（写）</p> <p>※直近のもの</p>	

※金融機関担当者が代理申請を行う場合は、委任状（任意様式）が必要です。